

業務指示書

インドネシア国ジャカルタ特別州下水道整備事業（第6処理区）追加調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年8月24日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年8月29日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

○以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めません。

○業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

○業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：下水道整備に係る各種調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／下水道処理施設計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：下水道処理施設計画
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 積算】

- 1) 類似業務の経験：積算
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年9月2日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

土質調査

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同滞滞期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IDR1 = 0.008035 円 , US\$1 = 105.4400 円 , EUR1 = 115.9740 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～
 (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
 ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-No.1に接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
 注) JICA在外事務所のJICA-No.1を使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - b) Web会議システム (http://jica.webex.com)
 インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
 注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
 - c) 電話会議
 上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/下水道処理施設計画
 積算

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年9月20日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
インドネシア国ジャカルタ特別州下水道整備事業（第6処理区）追加調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／下水道処理施設計画	(34.00)	()
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 積算	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

インドネシアにおける下水道普及率は3%程度であり、ASEAN 周辺各国に比して、下水道整備の遅れが際立っている。首都ジャカルタでも下水道普及率は3%程度と低く、経済成長に伴う急速な都市化の結果、水環境問題が深刻化しており、公共水域の水質汚染に起因する環境問題や健康被害等に対応すべく、下水道の整備が急務となっている。

「インドネシア中期国家開発計画」(2015-2019)において、下水道整備が環境衛生対策に資する重要課題とされており、衛生セクターの目標として、衛生環境(家庭排水、下水及び廃棄物管理サービス)へのアクセス率100%を2019年までに達成することが掲げられている。ジャカルタ特別州は、JICAの技術協力「ジャカルタ污水管理マスタープランの見直しを通じた污水管理能力強化プロジェクト」(2010年7月-2012年6月)等の協力を通じ2012年に策定した「污水管理改定マスタープラン」(以下、「M/P」という。)において、2020年、2030年、2050年を短期、中期、長期の目標年次として15の処理区域を整備する計画を提案している。このうち、第6処理区(5,874ha)は人口密度が高く、下水料金が比較的徴収しやすいと考えられる商業施設が多いため、短期計画の優先対象地域のひとつとされている。

係る背景をうけてJICAは2013年に第6処理区全域の污水处理施設(処理場・管渠)の整備(以下、「本事業」という。)の円借款の案件形成を目的とした「ジャカルタ特別州下水道整備事業協力準備調査」(以下、「F/S」という。)を実施した。F/Sにおいては、同処理区全域の最大汚水量(282,000m³/日)の処理が可能な施設の配置計画を実施した上で、同処理区東側(1,183ha)の污水(最大汚水量43,000m³/日)を処理する処理場施設及び管渠整備を、今次円借款対象案件「ジャカルタ特別州下水道整備事業(第6処理区)第Ⅰ期」(以下、「第Ⅰ期」という。)の対象として位置付けた。

しかしながら、F/S後、同調査での想定よりも狭い用地で下水処理場を建設する方針がインドネシア側により確定した。また、最終的な放流水の到達水域における富栄養化対策として、リンの除去を可能とする処理方式の導入が求められることとなった。また、インドネシア側は本事業の加速化を要望しているため、第Ⅰ期以降の想定スケジュールも提案することとなった。

本調査では、インドネシア側が確定した処理場建設予定地の面積に設置可能な污水处理方式を検討した上で下水処理場の全体施設計画を実施し、第Ⅰ期の建設費、運営・維持管理費を確認するとともに、本事業のスケジュール案を検討する。

2. 事業の概要

(1) 事業の目的

ジャカルタ特別州第6処理区において、下水管渠と下水処理施設の整備を行うことにより、対象地域の適正な下水処理の促進を図るもの。

(2) 事業対象地域

ジャカルタ特別州第6処理区

(3) 主な相手国調査対象機関

・実施機関

公共事業省 (Ministry of Public Works and Housing)

-居住総局 (Directorate General of Human Settlements (以下、「DGHS」という。))

・関係機関

ジャカルタ特別州 (以下、「DKI」という。)

-開発企画局 (BAPPEDA)、水管理局 (Dinas Tata Air)

(4) 本調査までの経緯

① 2010年～2012年 「污水管理改定マスタープラン」(M/P)

- ・15の処理区域を整備する計画を提案
- ・第6処理区を優先対象地域の一つとする。

② 2012年～2013年 「ジャカルタ特別州下水道整備事業協力準備調査」(F/S)

- ・第6処理区全域の処理が可能な下水処理施設の配置計画を実施
- ・第6処理区東側の汚水を処理する処理場施設及び管渠整備を、第Ⅰ期として位置付け。

③ 2013年～2015年 F/S後

- ・インドネシア側により F/S での想定よりも狭い用地で下水処理場を建設する方針が確定。
- ・インドネシア側が本事業の加速化を要望。
- ・富栄養化対策として、リンの除去を可能とする処理方式の導入が求められる。

④ 本調査 (予定)

- ・下水処理場の施設配置計画及び事業費等の情報更新 (下水処理方式の検討含む)
- ・本事業全体のスケジュール検討

(5) F/Sにて提案されている事業内容

① 処理場整備

処理場面積 7ha ※F/S後変更(5.(3)参照)。

処理能力 全体(計画日最大汚水量): 282,000m³ 第I期: 43,000m³(全体の15%)

処理方法 標準活性汚泥法 ※再検討の必要あり(5.(4)参照)。

② 管渠整備

・下水幹線管渠(管径900mm以上)

全体延長: 15.52km 第I期: 15.52km

・下水本管(管径350-800mm)

2次・3次管から収集された汚水を幹線管渠へ排水する管渠

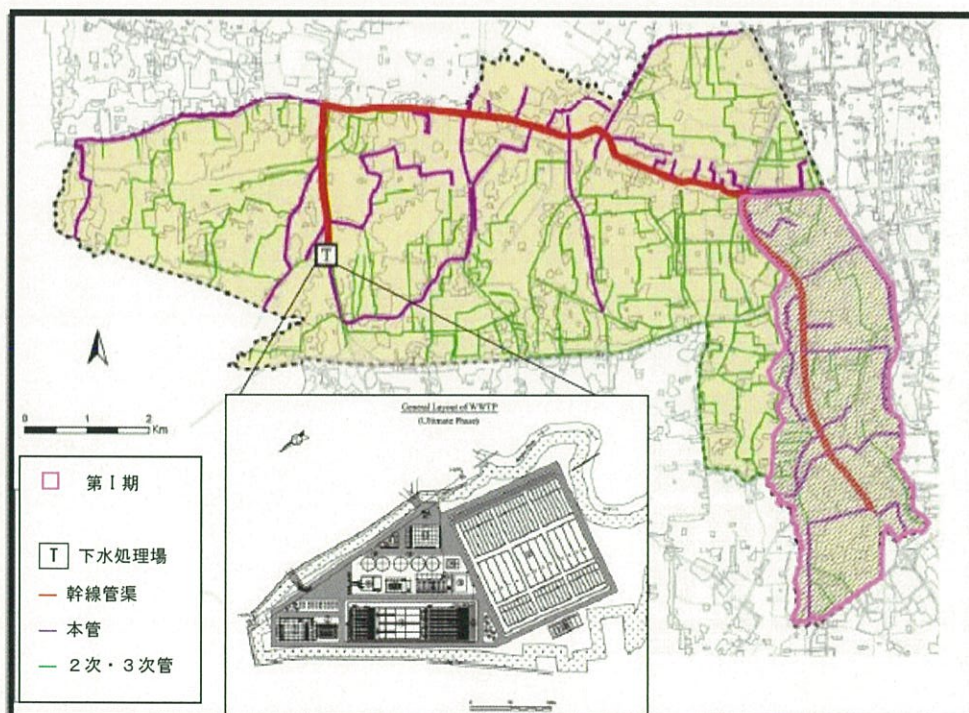
全体延長: 155km 第I期: 対象エリア内18.35km

・下水2次・3次管(管径200-300mm)

家屋や公共施設及び商業施設からの取付管によって接続される管渠

全体延長: 829km 第I期: 対象エリア内109.6km

ジャカルタ特別州下水道整備事業(第6処理区)全体図(F/Sより)



3. 本調査の目的

本事業の F/S は 2013 年 3 月に終了しているが、下水処理場建設予定地の面積が 7ha から 6ha へと変更されたため、処理場施設の配置及びその事業費等の情報の更新が必要となる。本調査は、協力準備調査の補完的な調査として実施し、処理場建設に係る協力準備調査の内容更新に加え、本事業で適用可能な下水処理方式を検討する。

4. 調査の範囲

本調査は、2016年7月25日付でインドネシア実施・関係機関とJICAで署名された協議議事録 (M/M: Minutes of Meeting) に基づき実施される調査において、「3. 調査の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査の骨子

調査の骨子は次のとおり。具体的な調査内容については 6. を参照。

- ① 全体施設計画の検討
- ② 最適な処理方法の提案（複数案検討）
- ③ 全体事業スケジュールの提案
- ④ 建設及び運営・維持管理費等の積算

(2) 処理場建設予定地における土質調査

DKI はすでに第 6 処理区の処理場建設予定地として Duri Kosambi 地区に 6ha の用地を確保している。この用地ではすでに F/S にてボーリング調査 2 本を実施しているが、その 2 本の調査結果が大きく異なっているため、同用地内での土質の強度等が均一でない可能性がある。本調査においてはさらに 3 本のボーリング調査を実施し、より詳細な土質状況を確認することを想定している。（現地再委託による実施も可とする。）

(3) 6ha に収容可能な下水処理施設配置計画及びその処理方法の検討

先方政府は本事業における第 6 処理区の最大汚水量（282,000m³/日）を処理することが可能な処理場の建設を要望しているが、DKI が確保した 6ha では、F/S で採用した標準活性汚泥法を適用すると上記最大汚水量を処理する施設建設は困難と

考えられる。また、F/S では想定されていなかったリンの除去も必要となったため、最大汚水量に対し建設予定地の面積及び形状に合った施設を配置できるリン除去を含めた処理方式を複数提示すること。

(4) 最適な処理方式の検討・提案

上記 5. (3) において提示した複数の処理方式に基づいて、本事業に係る処理場建設費、運営・維持管理費等を算出すること。その上で、施設配置、処理方式の技術、事業費、運営・維持管理の容易さ等に鑑み、本事業に最適な処理方式を提案する。

(5) デザイン・ビルド(DB)方式の検討

上記 5. (4) で提案した処理方式を適用する場合、DB 方式が適するかどうかを確認する。また、DB 方式を適用した場合、設計・施工分離方式と比べてコンサルタント/デザインビルダー調達から処理場完工までの期間を短縮可能かどうかも検討すること。

(6) 事業スケジュールの検討

DKI 知事令 (No. 41/2016) において、M/P の改定版が発表された。右改定版において、第 6 処理区は 2015 年-2022 年の開発を目標とするカテゴリに含まれている。本事業の早期完工を目指すため、フェーズ分けの見直しを含め、本事業のスケジュール案を検討する。

(7) 調査スケジュールの短縮化

本調査の調査期間を 7 ヶ月と想定しているが、先方実施・関係機関からは本事業の加速化のため、調査スケジュールの短縮を要望している。プロポーザルの提出の際、可能な限りの調査期間短縮（特に事業費積算までの過程）を検討すること。

(8) 他プロジェクトとの連携

現在、DGHS に対し、個別専門家「下水管理アドバイザー」を 2012 年 9 月から派遣している。また、DKI には技術協力「ジャカルタ特別州下水道整備に係る計画策定能力向上プロジェクト」を 2015 年 6 月から実施しており、長期・短期専門家を派遣している。これら専門家も、本事業に係る情報収集や先方政府に対する技術的・政策的助言を行っているところ、本調査の実施に当たっては十分に情報共有及び意見交換を行うこと。

6. 調査の内容

(1) 事前準備（国内作業）

①本事業に関連する既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

②上記6.(1)①の結果をとりまとめて、調査の基本方針、実施体制、作業計画（調査方法、工程、調査精度等）等を検討し、調査全般の作業項目及び作業分担を明示したインセプション・レポート（IC/R）を作成する。

(2) インセプション・レポート（IC/R）の説明・協議（現地作業）

IC/RをDGHS及びDKIに説明・協議し、基本的了解を得る。

(3) 全体施設計画の検討

DKIが処理場建設予定地として設定したDuri Kosambi地区の6haの用地において、十分な土質調査を行った上で、第6処理区の最大汚水量282,000m³/日を処理可能な施設配置計画を検討する。この際、複数の処理方式を適用した施設を想定すること。

(4) 建設及び運営・維持管理費等の積算

上記6.(3)で検討した、複数の処理方式を適用した全体施設配置計画に基づき、第I期の対象となる施設の概略設計レベルの事業費を積算する。積算する費用は下記の通り。

- ①建設費、②施設更新費用、③維持管理費用、④人件費、⑤電力費、⑥薬品費、⑦汚泥処分費、⑧修繕費、⑨その他必要と思われる費用

(5) デザイン・ビルド(DB)方式の検討

上記6.(3)にて検討した複数の処理方式を適用した全体施設配置計画に基づき、第I期の対象となる施設の設計・建設においてDB方式が適するか否かを検討する。また、DB方式を適用することによって調達・設計・施工期間短縮の実現可能性について検討する。

(6) インテリム・レポート（IT/R）の作成・説明・協議（現地作業）

上記6.(3)から(5)の調査・検討結果をIT/Rとしてとりまとめ、先方実施機関に

説明し、協議する。

(7) 最適な処理方式の提案

上記 6. (3) 及び(4)で検討した複数の処理方式、施設配置、事業費等に鑑み、第 I 期において最適な処理方式を JICA に相談した上で、先方実施・関係機関に提案する。

(8) 事業スケジュールの提案

第 6 処理区の本事業のスケジュールを提案する。この際、第 I 期は上記 6. (7) で提案した処理方式を適用、第 II 期以降は第 I 期事業内でフィージビリティ調査を行うと想定し、DB 方式及び設計・施工分離方式それぞれのフェーズの調達・設計・施工期間を提案する。尚、先方政府より、プロジェクトの加速化を求められているため、先方実施・関係機関と十分に協議したうえで、実現可能な最速スケジュールを検討すること。

(9) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R) の作成・説明・協議 (現地作業)

IT/R の内容を更新したものに加え、上記 6. (7) 及び(8)の調査・検討結果を DF/R としてとりまとめ、インドネシア関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

(10) ファイナル・レポート (F/R) 作成・提出

インドネシア関係者等への DF/R の説明・協議を踏まえ、F/R (最終成果品) を作成する。

7. 成果品等

(1) 成果品

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、ファイナル・レポート (F/R) とする。各報告書の作成にあたっては、原稿の段階で JICA と十分な協議を行うものとし、先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了解を得るものとする。また、実施窓口機関を含む関係機関への説明・協議の際には、先方の意見・要望等を聴取し、議事録に残すものとする。

① 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載のとおり

提出時期：契約開始後 7 日以内

部数：和文 3 部 (簡易製本)

- ② インセプション・レポート(IC/R)
 記載事項：業務の基本方針、業務方法、実施体制、作業工程、要員計画等
 提出時期：2016年10月中旬
 部数：和文5部、英文8部、インドネシア語8部（簡易製本）
 CD-ROM:和文3部、英文・インドネシア語8部
- ③ インテリム・レポート(IT/R)
 記載事項：全体施設計画、事業費の積算、DB方式適用の検討等
 提出時期：2017年2月中旬
 部数：和文5部、英文8部、インドネシア語8部（簡易製本）
 CD-ROM:和文3部、英文・インドネシア語8部
- ④ ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)
 記載事項：調査結果の全体成果
 提出時期：2017年3月下旬
 部数：和文5部、英文8部、インドネシア語8部（簡易製本）
 CD-ROM:和文3部、英文・インドネシア語8部
- ⑤ ファイナル・レポート(F/R)（最終成果品）
 記載事項：調査結果の全体成果
 提出時期：2017年4月下旬
 部数：和文5部、英文8部、インドネシア語12部（製本）、CD-R15部
 CD-ROM:和文3部、英文・インドネシア語8部
- ⑥ その他提出物
- ア) 業務従事月報
 受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。
 記載事項：業務進捗の概要と業務従事計画/実績表
 提出時期：毎月
 部数：JICA及び発注者各1部
- イ) 実施機関・関係機関・民間企業等との協議録
 記載事項：C/Pとの協議・決定事項
 提出時期：協議後、遅くとも1～2日以内を目途
 部数：メールにてJICA側関係者に送付
- ウ) 収集資料
 記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト
 提出時期：業務終了時
 部数：1部

(2) 報告書作成についての留意事項

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受ける。

図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。

(3) 報告書の印刷仕様／電子化仕様

F/R 以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化 (CD-ROM) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

第3 調査実施上の条件

1. 業務の工程

本調査は、2016年10月上旬の開始、2017年5月中旬の終了を目途とし、調査期間は約7ヶ月間とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 5.00 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本調査の実施に際して必要な経験及び知識に係る業務従事者の構成分野（案）を以下に示す。なお、調査内容、調査工程を考慮のうえ、より適切な構成があれば、プロポーザルで提案すること。

- ① 総括／下水道処理施設計画（格付：2号）
- ② 積算（格付：3号）

*上記の格付けは目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 通訳について

現地通訳（英・インドネシア語）の備上は想定していない。

3. 配布資料及び公開資料

(1) 配布資料

- ① 協議議事録 (M/M Minutes of Meeting)
- ② 「ジャカルタ特別州下水道整備事業協力準備調査」ファイナル・レポート
- ③ 「ジャカルタ特別州水関連問題改善のための能力向上プロジェクト」詳細計画策定結果（案）

(2) 公開資料（JICA図書館ウェブサイトより閲覧可能）

「ジャカルタ汚水管理マスタープランの見直しを通じた汚水管理能力強化プロジェクト」ファイナル・レポート

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000004788.html>

4. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関、コンサルタント等に再委託して実施することを認める。

① 土質調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（平成24年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

なお、上記4. ①の土質調査業務については、現時点で作業の詳細や業務量が明確にできず、正確な見積もりを行うことが困難であるため、見積価格を分けて提示すること。なお、算出根拠についても、概算で構わない。

5. 業務用機材

(1) 調査団携行機材

コンサルタントが携行することが適当と判断するものがあれば、プロポーザルで提案し、見積書に必要な経費を計上すること。

(2) コンサルタントに購入・輸送業務を委託する機材

JICAがコンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材の想定はない。

なお、必要な機材が想定される場合は、プロポーザルにて仕様を含め提案することとし、見積書に必要な経費を計上すること。

6. その他

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAインドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全

確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又は JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上